

●香川県告示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第22条第1項の規定により、平成31年1月1日に免許した区画漁業権の変更について、平成31年3月1日次のとおり免許した。

平成31年3月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 免許番号 区第833号（まだい、雑魚）

免許年月日 平成31年3月1日

漁場の位置及び区域

変更前

ア 漁場の位置 高松市屋島東町南部地先

イ 点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

〃 B 国立研究開発法人水産研究・教育機構瀬戸内海区水産研究所屋島庁舎敷地埋立地南西角より護岸沿い南に150メートルのところ

〃 C 香川県水産試験場敷地北東角

〃 D 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 E 庵治町丸山高頂（66メートル）

〃 F 久通港11号護岸北端

点 イ DからE見通し線上Dから300メートルのところ

〃 ロ BからF見通し線とAからイ見通し線との交差点

〃 ハ DからE見通し線と平行にCから東に150メートルのところ

〃 ニ DからE見通し線上Dから150メートルのところ

ウ 漁場の区域 Bロ、ロイ、イ二、ニハ、ハFの5直線と最大高潮時海岸線に囲まれた区域

変更後

ア 漁場の位置 高松市屋島東町石場港北地先

イ 点の位置

基点A 旧立石塩田北東角

〃 B 香川県水産試験場敷地北東角

〃 C 屋島少年自然の家塩水プール南東角

〃 D 庵治町丸山高頂（66メートル）

点 イ CからD見通し線上Cから300メートルのところ

〃 ロ CからD見通し線上Cから150メートルのところ

〃 ハ CからD見通し線と平行にBから東に150メートルのところ

〃 ニ Aからイ見通し線とBからハ見通し延長線との交差点

ウ 漁場の区域 イロ、ロハ、ハニ、ニイの4直線に囲まれた区域